

居宅介護支援センターあんじょう

重要事項説明書

指定居宅介護支援重要事項説明書

1 居宅介護支援センターあんじょうの概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	居宅介護支援センターあんじょう
所在地	青森県青森大字浜館字間瀬85番地1
電話番号	017-765-0380
FAX番号	017-741-4344
介護保険事業所番号	指定事業所番号 0270102445
通常の事業の実施地域※	青森市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者 主任介護支援専門員	1名		あり	1名	介護支援専門員 及び業務の管理
介護支援専門員	1名以上		なし	1名以上	要介護者からの相談に 応じケアプラン作成
合計	2名以上			2名以上	
勤務時間	午前8時30分～午後5時30分				

(3) サービスの提供時間帯

月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日

※緊急連絡先 017-765-0380 (営業時間外転送)

2 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、高齢者が、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営の方針	<p>(1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。</p> <p>(3) 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定特定相談支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。</p>

3 当事業所が提供するサービス

(1) サービスの内容

① サービスの内容

利用者のご家庭を訪問して、その心身の状況や置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

② サービス計画の流れ

ア 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成業務を担当させます。



イ 居宅サービス計画作成にあたって、当該地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に提供して、利用者にサービスの選択を求めます。



ウ 介護支援専門員は、利用者及びその家族を最低月1回訪問し、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

イ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。

ロ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス業者等との連絡調整を行います。

ハ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新等に必要な援助を行います。

二 利用者又はその家族の同意がある場合、個人情報の適切な取り扱いに留意しながら、サービス担当者会議及び入院中の会議をテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとします。

④ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

利用者が自宅で日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他便宜をはかります。

⑥ 公正中立なケアマネジメントの確保

ア 利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者は事業者に対してケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能です。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることも可能です。

イ 公正中立なケアマネジメント確保のため、利用者やその家族に対して、居宅介護支援の提供開始に際して、直近の全6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与について、各サービスを位置付けた数が占める割合及び各サービスごとの、同一事業者によって提供された回数が占める上位3位までの割合について説明を行い理解を得るように努めます。

ウ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
介護支援専門員	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	全国社会福祉協議会方式
介護支援専門員への研修の実施	年3回 研修を実施しています

4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。（法定代理受領）

但し、利用者の介護保険料等の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、所定のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	介護保険適用有 無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整			
③ サービス実施状況把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

①基本料金

居宅介護支援費 (I)			
※一定の情報通信機器(人工機能関連技術を活用したものを含む)の活用または事務職員の配置が行われていない場合はこちらを算定します。			
区分・要介護度			基本料金
(i)	介護支援専門員 1 人当たり取扱件数が 45 件未満の場合	要介護 1・2	10,860 円/月
		要介護 3・4・5	14,110 円/月
(ii)	介護支援専門員 1 人当たり取扱件数が 45 件以上 60 件未満の場合	要介護 1・2	5,440 円/月
		要介護 3・4・5	7,040 円/月
(iii)	介護支援専門員 1 人当たり取扱件数が 60 件以上の場合	要介護 1・2	3,260 円/月
		要介護 3・4・5	4,220 円/月
※45 件以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に (ii) または (iii) を算定します。			
※居宅介護支援費の算定にあたっての取り扱い件数の算出にあたり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者については、3分の1を乗じて件数に加えます。			
※本事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われていない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の100分の50となります。また、2ヶ月以上継続して該当する場合には算定しません。			
※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より減額することとなります。			
※本事業所が所在する建物と同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは本事業所と同一の建物(以下「同一敷地内建物等」といいます)に居住する利用者または同一敷地内建物等を除いて、本事業所における1ヶ月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、100分の95の相当する基本料金を算定します。			

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、ケアマネジメントが介護保険サービスを提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

② 加算

加算項目	単位数 (1 単位=10 円)	
初回加算	300 単位/月	新規作成、介護区分 2 区分以上変更の場合
特定事業所加算 (I)	519 単位/月	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から厚生労働省が定める基準に適合する場合
特定事業所加算 (II)	421 単位/月	
特定事業所加算 (III)	323 単位/月	
特定事業所加算 (A)	114 単位/月	
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携が 35 回以上あること、ターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定していること、特定事業所加算を算定していることのいずれにも該当している場合
入院時情報連携加算 (I)	250 単位/月	入院した日のうちに情報連携した場合
入院時情報連携加算 (II)	200 単位/月	入院した日の翌日又は翌々日に情報連携した場合
退院・退所加算 (I) イ	450 単位/回	連携 1 回
退院・退所加算 (I) ロ	600 単位/回	連携 1 回 (カンファレンス参加による)
退院・退所加算 (II) イ	600 単位/回	連携 2 回以上
退院・退所加算 (II) ロ	750 単位/回	連携 2 回 (内 1 回カンファレンス参加)
退院・退所加算 (III)	900 単位/回	連携 3 回以上 (情報提供 3 回以上受け、内 1 回以上カンファレンス参加)
通院時情報連携加算	50 単位/月	医師の診察に同席し情報提供しケアプランに記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/回	月に 2 回の限度
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合
特別地域居宅介護支援加算	基本料金の 100 分の 15	厚生労働省が定める地域に事業所が所在している場合

(2) 交通費

上記 1 (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。利用の都度お支払い願います。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道 20 キロメートルまで 1,000 円

片道 20 キロメートル以上 2,000 円

(3) その他

利用料は毎月末日締で前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

集金日はお客様の都合により調整しますので、ご連絡ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

(2) サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知させていただきます。

ウ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当

(自立)と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

・お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

・契約者、及び契約者の三親等内の親族と代理人兼保証人が暴力団、暴力団員若しくは反社会的団体と密接な関係があると認められる場合、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 三上 明美

電話 017-765-0380 FAX 017-741-4344

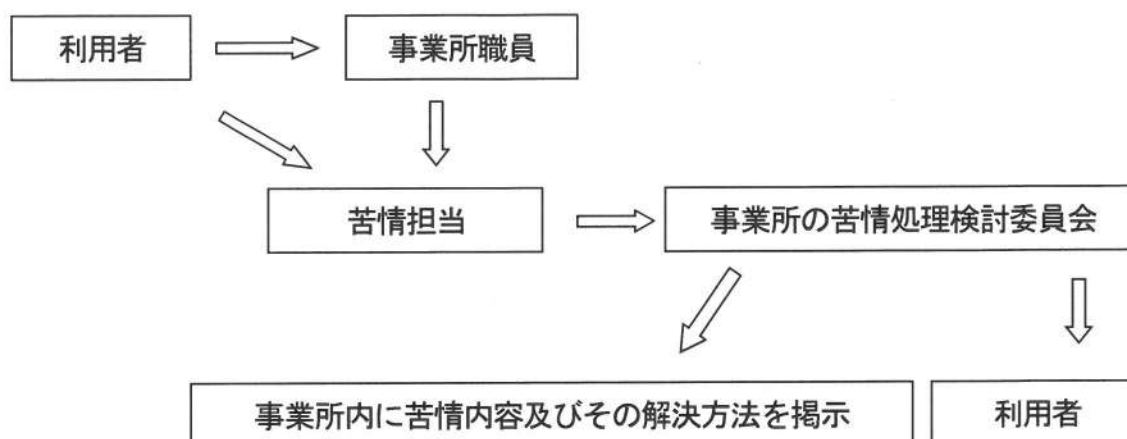
受付日 年中(ただし、土、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(2) 苦情処理体制

当事業所の苦情処理体制は下記のようになっています。

苦情処理フロー



(3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 青森市介護保険課

017-734-5257

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）017-723-1301

7 緊急時の対応方法

居宅介護支援サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、必要に応じて、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	住所		電話番号	
ご家族	氏名			
	住所		電話番号	

8 事故発生時の対応

事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします（当事業所はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります）。ただし、その賠償について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付し、併せて状況を充分説明致します。

9 秘密の保持について

- (1) 当事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 当事業所では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内のお客様又はご家族の個人情報を用います。

10 虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：居宅介護支援センターあんじょう管理者 三上 明美
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (5) 虐待の発生またはその発生を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を含む）を定期的に開催するよう努めるとともに、開催した場合は、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (6) 虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。

11 感染症等への対策

当事業所は、感染症等の発生およびまん延等に関する取組を徹底するため、以下の取組を行います。

- (1) 感染症の対策委員会をおおむね6月に1回以上開催するよう努めます
- (2) 感染症および食中毒の予防およびまん延等を防止するための研修を実施します。
- (3) 感染症等の発生およびまん延等に関する訓練（シュミレーション）の実施に努めます。
- (4) 感染症等への対策指針を整備します。

12 ハラスメントへの対策

当事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13 業務継続に向けた取り組み

当事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、以下の取り組みを行います。

- (1) 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制についての研修を実施します。
- (2) 感染症や災害が発生した場合の訓練（シュミレーション）の実施に努めます。
- (3) 感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定に努めます。

14 個人情報の保護

- (1) 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得たご利用者様又はそのご家族様の個人情報については、原則的に、事業者での居宅介護支援の提供以外の目的では利用しないものとしますが、当事業所が、高齢者へのよりよい支援体制づくりのために行う、学会及び研究会等で事例発表や、地域ケア会議の開催等において、利用者様やご家族様の個人情報が必要になる場合がございますので、別紙「個人情報利用同意書」をご確認の上、記名・押印をお願いいたします。
その他外部への情報提供については必要に応じてご利用者様又はその代理人の方の了承を得るものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

居宅介護支援事業所

所在地	青森市大字浜館字間瀬85番地1
名称	居宅介護支援センターあんじょう
説明者職・氏名	介護支援専門員

⑩

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

⑩

(代理人) 住所

氏名

⑩

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記（1）の外、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

令和 年 月 日

社会福祉法人 青森県すこやか福祉事業団
居宅介護支援センターあんじょう 殿

利用者 住 所

氏 名

⑩

(代理人) 住 所

氏 名

⑩

居宅介護支援センターあんじょう重要事項説明書

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

◎訪問介護 →86% ◎通所介護 →25%

◎地域密着型通所介護→4% ◎福祉用具貸与→81%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

③

	第1位		第2位		第3位	
訪問介護	ヘルパー あんじょう	40%	ケアセンター ほっとたいら	9%	ヘルパーステー ションなぎさ	8%
通所介護	デイサービスセン ター雅 de 華美	24%	ツクイ青森浜 館 デイサービ スセンター	11%	デイサービスセ ンターふれあい	11%
地域密着型 通所介護	リハビリ特化型デ イサービスあゆみ	66%	デイサービス 遊楽苑	33%	/	/
福祉用具 貸与	福祉用具 ラポール	39%	福祉用具 ケアライフ青森	11%	福祉用具サービ スあかつき	8%

(令和7年9月～令和8年2月)

私は、この書面に基づいて事業所から上記事業所の利用割合の説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印